平成２１年（フ）第１０４３号
千葉県習志野市泉町２丁目３番１―212号
債務者　藤田実栄子
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１０５３号
千葉市稲毛区轟町１丁目13番２号　轟県営住宅115号
債務者　冨永　冨子
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１０７５号
千葉県船橋市咲が丘４丁目13番３号
債務者　安部　英子
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１０８０号
千葉市花見川区花見川５番８棟401号
債務者　和田　　清
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１０８２号
千葉市稲毛区園生町384番地の73
債務者　石井　　久
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１０９２号
千葉市稲毛区稲毛町５丁目329番地３
ビューヒルズⅡ202号
債務者　宮崎世梨花（旧姓私市）
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第２０号
岐阜市加納朝日町２丁目27番地　朝日センター101号室、申立時の住所岐阜県郡上市白鳥町白鳥528番地３
債務者　武井　征治
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第５９号
岐阜県瑞穂市別府2258番地　雇用促進住宅２棟406号
債務者　木野村芳久（旧姓水野）
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７５６５号
大阪府茨木市上穂積３丁目２番25号
債務者　松尾　敏行
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７４６号
兵庫県姫路市飾磨区都倉１丁目37番地　幸栄荘北棟東端号室
債務者　岩川　寛明
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第７４７号
兵庫県姫路市飾磨区都倉１丁目37番地　幸栄荘北棟東端号室
債務者　岩川さち子
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第６４９号
大分市大字森町693番地
債務者　篠田　朱希
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第３９号
北海道古宇郡神恵内村大字神恵内村102番地３
債務者　蛯子　直人
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２１年（フ）第１１１３号
仙台市若林区東八番丁５番地　畑山ハイレジデンス405
債務者　羽田　礼子
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１４６０号
仙台市青葉区国見ケ丘１丁目41番地の３
債務者　新井田絵里
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１５１４号
宮城県黒川郡大和町もみじケ丘１丁目35番地の５
債務者　石山　教子（旧姓柴崎）
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１５１６号
宮城県黒川郡大和町吉田字旦ノ原39番地の９
債務者　八前　勝憲
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係